

# 一般社団法人東北地域医療支援機構 会員規程

平成 27 年 11 月 25 日制定

改正 平成 29 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人東北地域医療支援機構（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員の種別)

第 2 条 この法人の会員は、以下に定める者とする。

- (1) 正会員 宮城県、学校法人東北薬科大学、その他理事会が承認した法人
- (2) 賛助会員 東北地方において医療機関を設置又は運営する団体及び個人

## (入会)

第 3 条 この法人の定款第 6 条に規定する入会の申込みは、別記様式第 1 号によるものとする。

ただし、この法人の設立時社員については、申込みを要しない。

- 2 代表理事は、前項の入会の申込みに基づき理事会が入会を承認した場合、別記様式第 2 号により入会承諾書を入会の申込みを行った者に送付する。

## (届出事項の変更)

第 4 条 会員は、第 3 条第 1 項の入会申込みの内容に変更が生じたときは、速やかに別記様式第 3 号の変更届により代表理事に届け出るものとする。

## (会費)

第 5 条 基本会費は、会員が年額 120,000 円を負担するものとし、この法人が行う事業及び管理に要する費用に充てる。

- 2 特別会費は、宮城県においては宮城県知事が、宮城県を除く東北 5 県においては、当該県の意見を勘案のうえ学校法人東北医科薬科大学理事長が指定する自治体病院及び診療所、民間病院等（以下「指定医療機関」という。）を設置又は運営する団体及び個人であって、東北地域医療支援修学資金（資金循環型）の貸与を受けて義務年限期間中の勤務に従事する医師（以下「卒後医師」という。）の配置を受けた者が、以下の各号に定める配置を受ける卒後医師一人当たりの金額をそれぞれに区分される人数に応じて負担するものとし、原則として当該年度以降の東北地域医療支援修学資金（資金循環型）運用のための経費に充てる。

- (1) 通常分 年額 3,000,000 円

特例分以外の診療科に勤務する卒後医師の配置を受ける会員が負担するもの。

- (2) 特例分 年額 3,750,000 円

別に定める特定診療科に勤務する卒後医師の配置を受ける会員が負担するもの。

(会費の納付)

第6条 この法人の会員は、年1回、この法人の請求に基づき毎年6月末までに基本会費を納付しなければならない。ただし、新規会員は、入会承認の通知の日から1月以内に納付するものとする。

2 この法人の会員は、毎年4月1日時点において配置されている卒後医師について、前条第2項の各号に応じて算出した額を毎年6月末までに納付しなければならない。

ただし、当該年度の途中で配置を受けることになった場合、特別会費を1月以内に納付するものとする。

3 前項の特別会費を支払った後、配置された卒後医師に異動があった場合及び休職等で実際に勤務していない期間があった場合でも、既に納付された会費は原則として返還しない。

(賛助会員からの意見の聴取)

第7条 この法人は、法人の円滑な運営に資するため、賛助会員からの意見を聴取する場を設けるものとする。

(任意退会)

第8条 この法人の定款第8条に規定する退会届は、別記様式第4号により届け出るものとする。また、同条ただし書の予告については、当該様式を退会する1年以上前に代表理事に届け出ることにより行うものとする。

(除名)

第9条 この法人の賛助会員の除名については、定款第9条の規定を準用するものとし、理事会の決議により行うものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 この法人の賛助会員は、2年以上会費を滞納したときは、その資格を喪失する。また、このほかの会員資格の喪失については、この法人の定款第8条、第9条及び第10条の規定を準用する。

2 この法人は会員がその資格を喪失しても既納の会費を返還しない。

(医師の配置)

第11条 この法人の会員が受ける卒後医師の配置は、宮城県においては宮城県知事の定めるところにより、宮城県を除く東北5県においては学校法人東北医科薬科大学理事長が当該県の意見を勘案のうえ決定する。

(配置医師の報告)

第12条 この法人の会員は、前条記載の宮城県知事又は学校法人東北医科薬科大学理事長から卒後医師を配置する旨の通知を受けた場合、速やかに別記様式第5号に当該通知の写し及び別記様式第6号を付して代表理事に届け出るものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 会員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び都道府県における反社会的勢力の排除に関する条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者として法令その他に定めるもののいずれにも該当しないことを確約する。

2 会員は、自ら又は第三者を利用して、強迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないことを確約する。

(変更)

第14条 本規程の変更は理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。